

令和3年4月26日

第10回村上市農業委員会会議録

第10回村上市農業委員会定例会を令和3年4月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時28分 事務局長（小川良和君） 皆さん、ごめんください。定刻前ですが、本日出席予定の皆様おそろいですので、ただいまから第10回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は全員出席です。よって、村上市農業委員会

議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員、7番、渡邊一男委員が転用の現地報告ということで出席しておりますので、併せてご報告申し上げます。

それでは初めに、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局次長（中村宣信君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） それでは、皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。

議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第10回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には議席番号20番、富樫委員、議席番号1番、阿部委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、報告いたします。

1 ページ目を御覧ください。今回案件は3件ございます。

番号1番、申請人、_____、土地につきましては合計6筆、986平米となっております。申請事由、申請地の沖__、一枚ソギ__、__、藤尻__は30年ほど前に杉を植林し、山林と化しています。岩田利__番__は竹林となっております。宅地__番__は雑木が生い茂り、原野となっております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

下段に移りまして、2番、申請人、_____, _____、土地でございますが、1筆、320平米、申請事由といたしましては、申請地は約30年前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次のページ、2ページを御覧ください。番号3番、申請人、_____、土地につきましては1筆、851平米、申請事由は、申請地は25年以上耕作を行っておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

場所の説明を続けさせていただきます。続きまして、右ページの3ページを御覧いただきたいと思っております。番号1番です。左手上部のほうに県道鶴岡村上線が走っております。図面中央にございますのが堀野集落でございます。堀野集落の上部に水路が西から東に走っておりまして、この水路沿いに2筆、太く囲まれたところが申請地でございます。それと、集落の下のほうに同じく西から

東へ三面川左岸用水路がございます。その水路沿いに4筆がございます。合計申請箇所が6筆となっております。

続きまして、4ページ御覧ください。朝日地域の案件でございます。番号2番です。右側下のほうに国道7号線がございます。下方向が朝日きれい館、村上方向となっております。その左隣に松岡集落がございます。左手上部のほうに行きまして、太く線で囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、右側、5ページを御覧ください。山北地域の案件でございます。左手北から西のほうに向かって国道7号、JR羽越本線が走っております。上のほうが山形県方向となっております。東側、右手にございますけど、こちらのほうに山北総合運動公園がございます。図面真ん中、ちょっと左手に府屋という文字がございますけれど、こちらの文字のところを通過して山北産業振興公社のほうに向かっていく道路、この道路沿いに中央からちょっと下、左手のほうに太く囲まれたところがございます。こちらが申請箇所となっております。

報告につきましては以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明した報告についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告は以上といたします。

次に、日程5の議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、6ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は贈与が2件、売買が3件、合わせて5件の案件となります。

番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、491平米、譲受人の____の妻の父の実家が譲渡人の____のお宅になりまして、今回この農地を贈与したいというもので申請がありました。

続きまして、番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、農地については1筆、地積が1,916平米、こちらの申請については、今回申請の農地の隣に____所有の農地がありまして、現在相作をしており、所有者のほうから____に贈与したいということで申請がございました。

次に、番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、農地については2筆、面積は742.24平米、対価が____円、10アールあたりは____円です。

続きまして、番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、409平米、対価が____円、10アールあたりは____円となります。

続きまして、番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、合計2筆、810平米、対価が____円、10アールあたりは____円となります。

続きまして、場所の説明をいたします。8ページを御覧ください。番号1番、図面中央に国道345号線、国道の西側に太く囲った1筆が今回の申請地となります。

続きまして、9ページを御覧ください。番号2番、ページ中央に県道高根村上線、県道のすぐそばに太く囲ってあります1筆が今回の申請地となります。

続きまして、10ページを御覧ください。図面、下段のほうに瀬波保育園がございます。保育園の北側に太く囲ってあります2筆ございまして、こちらが今回の申請地となります。

次に、11ページを御覧ください。番号4番、図面中央に朝日地域の寺尾集落がございます。集落の北側のほうに太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、12ページ、番号5番、図面中央縦に県道北中府屋停車場線が走っています。中央付近に太く囲った2筆が今回の申請地となります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した5件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてと4条申請に関連する議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についても説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 13ページを御覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

このたびの案件は3件です。なお、今会長からお話ありましたように、4条と5条関連する申請がございますので、番号でいえば1番と3番になります、その都度説明を追加させていただきたいと思えます。

まず初めに、番号1番、申請人、____、土地につきましては1筆、119平米、転用目的、貸駐車場、農地区分、第3種農地、備考につきましては、申請地は近隣に所在するアパート居住者の駐車場として使用するため転用を申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地

域)に位置し、周囲を住宅地で囲まれた市街地化の傾向が著しい区域にある農地です。貸駐車場といたしまして7台分、全体計画として201平米となっております。

続けて、関連のある5条申請がございますので、18ページを御覧いただきたいと思います。18ページの番号1番が関係する申請でございます。譲渡人、_____、譲受人、_____、土地につきましては1筆、82平米でございます。転用目的は貸駐車場、契約につきましては贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は姉弟でございます。農地区分は第3種農地、備考につきましては4条申請と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

13ページにお戻りいただきたいと思います。引き続き、4条申請の説明をさせていただきます。番号2番、申請人、_____、土地につきましては1筆、637平米となっております。転用目的は貸駐車場、農地区分は第1種農地、備考といたしましては、申請者は自らが役員を務める会社の利便性等から申請地(自己所有地)を会社用の貸駐車場として使用するため転用申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅や事業所が連たんしており、集落に接続して設置するものです。貸駐車場といたしまして、従業員用8台、作業車用、3トントラック8台分となっております。

次のページ、14ページを御覧いただきたいと思います。番号3番、申請人、_____、土地につきましては3筆で合計2,960平米、転用目的は集卵場、農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者は事業拡大に当たり、現在の敷地では手狭なため、申請地を使用し、防疫を強化した近代施設を備えた養鶏施設(集卵場)を建設するため転用申請するものです。なお、申請地は申請者の事業所と山林に囲まれた土地であり、農業公共投資対象となっていない生産性の低い土地です。集卵場といたしまして1棟、建築面積で4,120.51平米、全体計画としましては13,021平米となっております。

こちらにつきましても関連する5条申請がございますので、続けて説明させていただきます。19ページを御覧いただきたいと思います。19ページの番号3番から21ページの番号8番までが、関連する5条申請となっております。まず初めに、番号3番、譲渡人、_____、譲受人、_____、土地につきましては1筆、991平米、転用目的は集卵場、契約につきましては売買による所有権の移転となっております。対価は_____円、10アールあたりに換算しますと_____円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては4条申請と同じとなっております。備考の下段のほうに集卵場3,891平米と書かれています。こちらのほうは、5条申請の合計面積となっております。

続きまして、下段、番号4番でございます。譲渡人、_____、譲受人は3番と同じとなっております。土地につきましては、1筆、674平米、転用目的、契約等につきましては3番と同じになっておりますので、省略させていただきます。対価につきましては_____円、10アールあたりに換算しますと_____円でございます。

続きまして、次のページ、20ページを御覧いただきたいと思います。番号5番、譲渡人、_____

____、譲受人は3番と同じとなっております。土地につきましては、1筆、581平米、対価____円、10アールあたりに換算しますと____円となっております。転用目的、契約、農地区分等につきましては3番と同じなので、省略させていただきます。

続きまして、6番から8番までが契約が賃貸借となっております。6番、貸人、____、借人、____、1筆、446平米、転用目的は一緒でございます。契約は賃貸借となっております。1年当たりの賃借料が____円、農地区分、備考等につきましても3番と同じとなっております。

続きまして、21ページ御覧いただきたいと思います。番号7番、貸人、____、借人は6番と同じとなっております。また、転用目的、契約等につきましても6番と同じとなっておりますので、省略させていただきます。土地につきましては、1筆、254平米、1年当たりの賃借料は____円となっております。

下段の8番でございます。貸人、____、借人は6番と同じとなっております。土地につきましては、1筆、945平米、1年当たりの賃料は____円となっております。転用目的等は6番と同じなので、省略させていただきます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。15ページを御覧ください。15ページが4条申請の1番、5条申請の1番の場所となっております。西側左手にJR羽越本線、下方向が新発田駅方向、上方向が坂町駅方向となっております。右手のほうに北から南に向かって国道7号線が走っております。上方向が山形、村上方向、下方向が新発田方向となっております。中央に北から南に向かいまして県道坂町停車場線がございます。この県道沿い、図面中央右手に今回申請箇所の大道端__番__、④と書かれているところが4条申請でございます。右側のほうにもう一筆ございます。こちらのほうが、第5条の申請箇所となっております。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思います。朝日地域の案件となっております。番号2番でございます。図面中央が関口集落となっております。北から南に向かいまして県道高根村上線が走っております。県道脇に太線で囲まれているところが申請地でございます。

続きまして、右側、17ページを御覧いただきたいと思います。朝日地域の案件でございます。右下のほうに国道7号が走っております。下方向が朝日まほろばインターチェンジ方向となっております。左手、中央から左側のほうに太く囲まれているところが申請地でございます。字の前に④、⑤と書かれております。④につきましては4条申請、⑤につきましては5条申請の案件となっております。4条申請が3筆、5条申請が6筆となっております。

以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員7番、渡邊委員。

○推進委員 7 番（渡邊一男君） 推進委員の渡邊です。それでは、私のほうから 4 条のほうの 1 番、それから関連がございますので、5 条のほうの同じく番号 1 番の 2 件につきまして報告させていただきたいと思います。

4 月の 13 日に現地確認をさせていただきました。これらの 2 つの案件につきましては、昨年別案件の現地確認を行った際に申請がなされないまま転用されているのを発見いたしました。その後事務局より土地所有者に経緯の確認と違反転用の解消に向けた指導を行ってきたもので、自己所有地と隣接する子弟名義の土地を一体に貸駐車場として利用しているものであります。当日は、9 時に荒川支所におきまして農業委員 1 名、推進委員 3 名出席いたしまして、事務局の方から申請内容の説明を受けるなどし、現場において_____の立会いの下、申請内容の確認を行いました。申請地は坂町地内の県道坂町停車場線から国道 7 号側に入ったところに位置して、都市計画法の用途区域内の土地であります。周囲は住宅地に囲まれておりまして、周辺には農地がない状況となっております。また、違反転用であったことに関しまして、申請の際始末書も添付されておりまして、このことから荒川地区としては、許可はやむを得ないと考えることにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（石山 章君） 続いて、番号 2 番について報告をお願いします。

5 番、佐藤委員。

○5 番（佐藤健吉君） 5 番、佐藤ですが、それでは議案第 2 号の番号 2 番について、朝日地区のほうで現地調査をしておりますので、ご報告申し上げます。

4 月の 9 日午前 9 時から朝日地区農業委員 5 人、最適化推進委員 5 人、事務局のほうから小川局長、中村次長、それから朝日支所の菅井主査が朝日支所の会議室に集合しまして、最初に小川局長から申請の内容の説明を受けて協議いたしました。その後現地に出向き、以前の隣接する農地転用申請の内容が申請どおりに利用されているかを含めていろいろ確認させていただきました。その申請の内容なのですが、ここにあるとおり申請人の_____が隣接地で自らが役員を務めるごみ収集あるいはし尿くみ取り等を行っている_____用の貸駐車場ということで使用するために転用するものであります。この申請書の中に自己所有地 1 筆、1,069 平米ということになっておりまして、そのうちの 637 平米を今回転用するということになっていますが、残地の 432 平米についても以前に農業委員会の許可を得て既にもう駐車場として転用してあって、計画どおりきれいに駐車場として使用されておる土地でございます。現在は、車庫及び駐車場が大体事務所から 2 キロぐらい離れた関口の柿畑のところでありまして、非常に不便を来しているということで、今回その分について事務所の立地するところに転用をしたいということで申請でございます。雨水等の処理については、隣接する高根川沿岸土地改良区の排水路のところへ直接落ちると、排水路に落ちるといことなので、特に問題はないということでありまして、集落の同意、農家組合の同意、それか

ら土地改良区の同意も得てあることから、特に問題はなく、朝日地区委員、推進委員の意見としてはやむを得なく許可するものと決定いたしました。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） あわせまして、4条の議案番号3番と関連する5条の3番から8番についても報告をお願いいたします。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） それでは、関係しますので、今ありました4条、5条、一緒に説明させていただきます。

4月14日の午前9時半から農地調整部会を開催してございます。これは、朝日支所会議室におきまして農地調整部会の農業委員が8人、最適化推進委員が5人ということで、石山会長からも出席をいただいて部会を開催してございます。事務局、小川局長と次長と、それから朝日支所の菅井主査ということで出席をいただいております。今回の申請内容につきましては、_____が事業拡大に当たり、現在の敷地では手狭なために自己所有地は4条申請による転用、これは2,960平米、5条申請による所有権移転のほうは2,246平米、同じく賃貸借が1,645平米ということで、農地転用に係る合計面積が6,851平米というようなことで、そのほか6,170平米、合計で13,021平米の用地を利用いたしまして、防疫の強化近代施設を備えた集卵場ということで卵を集めて選別する場所を建てたいということでございます。農地転用に係る面積が3,000平米を超えるということで、今回の農地調整部会を開催させていただいた次第でございます。

最初に、朝日支所の会議室において小川局長から申請内容の説明を受けまして、議案第2号3番と3号の今言われました3番から8番までを同一としたいということでありますので、一緒に内容を協議いたしました。その後_____の_____と_____に入室いただきまして、計画の事業概要説明と委員からの質問事項についていろいろ聴取いたしました。_____では、隣接する養鶏場で常時120万羽の採卵鶏を飼育して、1日当たり100万個の鶏卵を生産しているという事業を行っております。今回の申請地に手狭となった集卵場を敷地拡張によって防疫を強化し、かつ近代化した集卵場を建設するという申請でありました。説明後現地に出向きまして、いろいろ調査しました。4条申請に係る_____所有の農地については、台帳地目が原野であり、自農法による売り渡し農地であって、農地法上の手続が不明でありました。そういうことがあって、今回改めて4条の申請をしていただいたということでございますし、5条申請の場所につきましては12月に農振区域の用途区分の変更手続を完了した農地であって、隣地は山林、原野化した農地でありました。このことから都市計画法にも該当しませんし、村上市との公害防止協定が締結されていること、また、集落の同意及び隣接地の同意も得てあることから、農地調整部会の意見としては議案第2号3番及び3号の3から8番までについて、申請については許可すべきものと判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 質疑をいただく前に、4条の番号1番と5条の関連する1番について始末書

が添付されておりますので、始末書を説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 4月9日の日に始末書が提出されておりますので、そちらのほうを読み上げさせていただきます。

始末書。申請人は、住宅を建築するため、自ら所有する坂町字大道端__番__を分筆した上で、住宅敷地部分分筆後の__番__については令和元年度中に農地法所定の許可を取得し、住宅を建築いたしました。他方、住宅敷地の隣接地分筆後の__番__号に相当する部分及び__番__については、住宅建築に先立つ平成26年頃に近隣に所在する_____の居住者専用駐車場として貸してほしいとの依頼があり、アパートの大家である_____と賃貸借契約を締結し、現在も同氏に賃貸中です。同地を駐車場に転用するに当たっては、農地法所定の許可を得ないまま敷地全体に砂利を敷き、ロープの設置等によって駐車区画7台を定めたものの、今般貴農業委員からのご指摘によって駐車場への転用においてもあらかじめ農地法所定の許可を要することを知るに至った次第です。このように農地を無断で転用してしまったことは、私が農地法について十分に理解していなかったことが原因であり、事前に農業委員へ相談や確認をすべきであったと深く反省しております。今後は、このような不手際のないように農地法及び関係法令を遵守し、貴職のご迷惑とならないようにいたしますので、何とぞご寛大なる処理を賜りますようお願い申し上げます。令和3年4月9日、申請人、_____となっております。

○議長（石山 章君） それでは、説明をいただいた議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 18ページを御覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5条申請は9件となっておりますが、4条申請との関連で番号1番と番号3番から8番まで先に説明させていただいておりますので、ここでは番号2番と9番の2つとさせていただきます。

18ページ下段、番号2番、譲渡人、_____、譲受人、_____
____、土地につきましては1筆、506平米、転用目的は駐車場、契約につきましては売買による所有権の移転となっております。対価としましては_____円、10アール当たり換算しますと_____円となっております。農地区分は第2種農地、備考につきましては、申請者はキッチンカ

一などの特殊車両の製造販売を行っており、現在の敷地が狭く、車両の置場に苦慮している。そのため、利便性等を考え、自社の隣地を取得し、駐車場として転用申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅や事務所が連たんしており、集落に接続して駐車場を設置するものです。駐車場といましては506平米です。

続きまして、22ページ御覧いただきたいと思います。番号9番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、172平米、転用目的は駐車場及び物置、契約につきましては売買による所有権の移転となっております。対価は____円、10アールあたりに換算しますと____円でございます。農地区分は第3種農地、備考といましては、申請地は駐車場及び物置として使用するため転用を申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連たんしており、JR府屋駅から300メートル以内にある宅地に囲まれた農地となっております。駐車場6台分、物置1棟、38.88平米でございます。

続きまして、右のページ、23ページを御覧いただきたいと思います。位置の説明をさせていただきます。番号2番、図面中央でございますのが下新保集落でございます。左手北から南に向かって日本海沿岸東北自動車道、上方向が朝日まほろばインターチェンジ、下方向が朝日三面インターチェンジとなっております。右上から左下の方向に走っているのが県道高根村上線です。図面中央、県道沿いの下のところに太線で囲まれているのが申請地となっております。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと思います。山北地域の案件でございます。番号9番でございます。図面中央が府屋集落となっております。中央の若干左に村上市の山北支所がございます。西側左手のほうに国道7号並びにJR羽越本線が走っておりまして、上方向が山形県方向となっております。今回の申請箇所につきましては、中央の上部の左手のほうに太枠で囲まれている申請地がございます。こちらのほうになります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査の報告をお願いいたします。

議案番号2番についてお願いいたします。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。番号2の案件について説明いたします。

9日9時より朝日支所において小川局長、中村次長、菅井主査の同席の下に農業委員5名、推進委員5名で説明を受け、その後現場のほうに行きまして、____のほうから説明を受けました。この場所は工場と、それから住宅の間にある畑でして、キッチンカーを造って販売しているのですが、イベント等がないために県道にあふれ出ているというような状態で地元からも苦情が来ているということで、今回の売買については雨水等については裏に全部排水がありますし、一体性の農地ではないので、この部分だけです。ただ隣が住宅なものですから、農業委員会が許可した後トラブルがあると非常にまずいということで、とにかく隣の許可だけはきちんと取って、

それを条件にということで朝日地区全員がやむを得ないということで見えてきましたので、皆さん方の意見よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 次に、現地調査の報告を番号9番についてお願いたします。

6番、菅原委員。

○6番（菅原隆雄君） 6番、菅原です。山北地区で4月16日金曜日に5条申請のあった案件の現地確認について報告いたします。

当日は、午前9時に山北支所会議室において農業委員3名、推進委員1名、事務局からは小川局長と中村次長、山北支所産業建設課、村山副参事が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後現地に移動し、申請内容について確認を行いました。申請地は道路に面したところ、半分が宅地跡できれいに整備されていますし、駐車場及び物置として一体として有効利用を図るものです。もともと宅地跡でしたので、山北地区としては今回の申請は許可するものとの意見となりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。ちょっと確認したいのですが、6、7、8は賃貸契約ということですが、転用期間といますか、事業期間はどのようになっていますか。

○議長（石山 章君） 事務局。

○事務局次長（中村宣信君） 永年ということで確認しておりました。賃料については、面積に関係なくでございまして、_____円、お二人いらっしゃるんですけど、この方親子なんです。私もちょっと聞きましたら、1世帯当たり年間_____円で何か契約していることが多いらしくて、それで土地は2筆なんですけれど、1世帯なもんですから_____円ずつというお支払いでございまして、3番目の___さんにつきましては1件なんで_____円という、そういうふうなやり方らしいです。

以上です。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第3号については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、25ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計

画（案）の決定について説明いたします。

今月は使用貸借が3件、賃貸借が65件、所有権移転の売買が7件、農地中間管理事業の案件が133件、合計208件の案件となります。

それでは、使用貸借からご説明いたします。番号1番、貸人、____、____、____、借人、____、土地につきましては計2筆、451平米、新規の設定となります。以降、3番までが使用貸借の案件となります。

続きまして、番号4番、賃貸借の設定でございます。貸人、____、____、____借人、____、土地につきましては計3筆、合計1,311平米、期間が2年間、借賃が10アール当たり____円、再設定の案件となります。42ページ、番号68番までが賃貸借権の設定でございます。

続きまして、所有権移転の案件⑥について説明いたします。番号69番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては計2筆、3,518平米、対価が____円、10アール当たりは____円。

続きまして、43ページを御覧ください。番号70番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、244平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

番号71番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、237平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

番号72番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、706平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

番号73番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、709平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

続きまして、74番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、1,199平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

番号75番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては計4筆、5,673平米、対価が____円、10アール当たりは____円となります。

続きまして、場所の説明をいたします。46ページを御覧ください。ページ右側、南北に国道345号線及びJR羽越本線がございます。三面川を渡りまして、上海府方面にページ中央付近に太く囲った2筆が今回の申請地となります。

続きまして、47ページを御覧ください。ページ左上に四日市集落がございます。ページ下側には天神岡集落がございます。その近くを国道7号線が縦に走っており、ページ右側には高速道路が走っております。高速道路の西側に太く囲った場所が申請地、__番、番号70番の申請地で、__番が71番の申請地となります。

(__番 _____君、__番 _____君退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、議長替わりまして私が務めさせていただきます。

まず最初に、53ページ、番号84につき審議をいたします。ご質問ありますか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、番号84番、承認することに決定をいたしました。

では、続きまして76番から208番まで_____が関係者でありますので、退席いただいております。

76番から208番までを審議したいと思います。ご質問ございますか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) なしという声がございます。

それでは、76番から208番まで承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) では、76番から208番まで承認することに決定といたしました。

(__番 _____君着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、議第4号の76番から208番まで承認することに決定をいたしました。

○議長(石山 章君) それでは、今ほど承認された案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

加藤委員。

○12番(加藤孝平君) 12番、加藤です。68番の北黒川__番地、67番の北黒川も__番地なので、_____
_____ということについて教えてもらえませんか。

○議長(石山 章君) 局長。

○事務局長(小川良和君) 今ほど加藤委員からのご質問ありました_____につきまして説明させていただきます。

こちらのほう、山北支所のほうに確認したところ、山北村時代にこの北黒川の今代表者になっておられる方が地域の、今でいうと山北公社さんのような地域の農業と林業を担う会社ということで設立された法人だそうです。今現在は休眠状態の法人である状況で、当時の代表者の家族の方が所有、管理はされているそうですが、大体農地につきましては集落の中で皆さん方が分担された中で管理されているということでした。今この法人につきましては農地所有適格法人というふ

うな形で現法はなっております、私らのほうとしても_____さんというところがあって、農地を所有しているということについて承知しておらず、今回この案件が出てきたことで把握させていただいた中で、今山北支所のほうと今後の扱いについてはちょっと検討させていただいているところですが、県のほうに確認したところ現行法でやはり整理をする必要があるという形の中で、農地所有適格法人でない法人が農地を所有するというのは違法状態であるということで、その解消に向けた形で今後整理をさせていただいて、違法状態を解消していきたいというふうな形で考えております。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案第5号 職員の任免について説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、96ページを御覧ください。議案第5号 職員の任免について説明させていただきます。

本来であれば、3月の定例会でお諮りできればよかったのですが、今回4月1日の人事異動に伴う変更等については3月の23日まで各支所のほうから報告してくださいということでご案内していたところでありまして、報告のあった内容については先月の定例会の中でご説明させていただきました、皆さんから承認いただいたところがございますが、今回本庁農林水産課のほうでお願いしている兼務職員について、今まで、昨年度まで兼務で出していた職員が今回本来であれば異動がないので、そのまま引き続きというふうなところではあったのですが、本庁農林水産課内での業務分担の見直しがありまして、その中で兼務の変更をお願いしたいということで定例会後にこちらのほうに報告があったものですから、今回改めましてその部分について同意を求めるということで、議案を提案させていただいたところでございます。

内容につきましては、兼務を解く職員ということで、主査、田島雄樹、兼務を命ずる職員といたしまして、主任、渡邊敏規、いずれも令和3年5月1日付での交付となります。

説明のほうは以上です。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、職員の任免については承認することに決定いたしました。

その他について、議案として皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分～午後 2 時47分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 3 年 4 月 26 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員